

ご注意
ください!

レクリエーション施設 利用について

レクリエーション施設利用券の適切なご利用にご協力ください

- (1) レクリエーション施設利用券は、発行を受けた組合員本人および被扶養者本人(本組合から組合員証等を発行されている方)に限り利用可能です。他の方への譲渡ならびに名義貸しは絶対にしないでください。(他の方に譲渡ならびに名義貸しが判明した場合は、発行を受けた組合員に補助金の返還請求をします。)
- (2) 利用資格のない方(利用券使用対象年齢外の方や被扶養者認定外の方など)が利用した場合、または利用回数が制限を越えた場合等は、補助金の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意ください。
- (3) 利用回数には制限があり、1施設ごとに1年度内1人1回となっています。ただし、ゴルフ場、キャンプ場、映画館、日帰り温泉、ボルダリング施設および鍼灸マッサージ施術所については、施設区分ごとに指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。



1 利用資格者	利用日現在、組合員および被扶養者である方 (本組合から組合員証等を発行されている方)	
2 利用回数制限 (1年度内)	利用施設区分	利用限度回数
	レジャー施設等	1施設につき1人1回
	潮干狩り場	指定施設の中から1人1回
	ゴルフ場・キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ ボルダリング施設・鍼灸マッサージ施術所	指定施設の中から1人3回 (施設区分ごと)

※利用可能な施設については、「共済事業のあらまし」または共済組合ホームページ(最新情報)をご確認ください。利用券の裏面にある施設一覧については、最新のものでない場合がありますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304